

女性の人権擁護と社会的地位向上のための取組の推進に
関する意見書（案）

現在、我が国において、女性の社会進出促進と男女共同参画社会の実現が、喫緊の大きな政治課題になっている。我が国では約30年間に、働く女性が350万人増加するなど、様々な分野へ女性の進出が広がっている。しかし、女性の政治や政策決定への参加、雇用の平等においても、実質的な改善は十分に進まず、平成25年度における日本の男女平等度は、世界105位と大きく立ち後れている。女性が働き続けられるための認可保育園の整備が開始されたが、待機児童問題は引き続き深刻である。女性、特に母子世帯の貧困は、社会保障の改悪や消費税の増税により深刻化している。

我が国で女性の置かれた状況が改善されない原因は、政府が真剣に取り組む姿勢を取っていないことにある。平成22年12月策定の第3次男女共同参画基本計画では、女性であることを直接の理由にしない間接差別について、禁止対象の追加を検討・研究するという内容にとどまっている。待機児童解消の名の下に、保育への公的責任を後退させる子ども・子育て新制度が実施されようとしている。家庭介護者等の介護負担の軽減に向けた介護支援の充実のためとして進められているのは、要支援者への介護サービスの切捨て、特別養護老人ホームへの入所の原則要介護3以上の者への限定など、ますます家族介護の負担を重くする政策である。

女性差別撤廃条約に基づき平成21年に行われた国連女性差別撤廃委員会の日本政府報告審査では、「女性に対する差別撤廃の分野における最も適切かつ一般的で法的拘束力を有する国際文書として本条約を認識するよう締約国に要請する。」と厳しい勧告がされたにもかかわらず、政府はその後も女性差別の是正に十分に取り組んでいない。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、保育の量と質の抜本的拡充のための財源確保、介護離職の防止に向けた仕事と介護の両立のための制度の充実、雇用差別の是正等、女性の人権擁護と社会的地位向上のための取組を積極的に推進するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
女 性 活 躍 担 当 大 臣
男 女 共 同 参 画 担 当 大 臣

宛て